

# 利用料金表

医療法人 昭仁会 訪問リハビリテーション きたの

2019年10月1日現在

## 訪問リハビリテーション利用料(2割負担)

保険料 2割負担分	サービス提供体制強化加算	(1回分)	13円
	短期集中リハビリテーション実施加算	(1日分)	422円
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	(1月分)	486円
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	(1月分)	591円
	社会支援参加加算	(1日分)	36円
	交通費 提供地域外1Kmごとに		100円

(1回あたり)	訪問リハビリテーション費	
要介護1	616円	上記に記載の + 該当する加算と 提供範囲外の 交通費
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		

- ※ サービス提供体制加算はサービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の者がいる場合に加算されます。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は病院、施設等の退院、退所日又は認定日から3ヶ月以内に限り、週2日以上、1日あたり20分以上提供した場合に加算されます。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)は訪問リハビリテーション計画を作成し、定期的に評価、見直しを行い、介護支援専門員を通じて該当する事業に係る従事者に情報の伝達をしている場合に加算されます。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)はリハビリテーション会議を開催し、利用者に関する情報を医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員居宅介護サービス計画に位置づけられた担当者等と共有し、訪問リハビリテーションについて医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ている場合に加算されます。
- ※ 社会支援参加加算はリハビリテーションを行い、サービス提供終了者のうち、通所事業その他社会参加等に資する取組を実施した方が5%を超え、その方のご自宅へ訪問し、通所事業等の実施が3ヶ月以上継続する見込みを確認した上で加算されます。